



『本庄上里学校給食センター』
現在、1日約9000食を調理し、18の小中学校に配給しています。



本庄上里学校給食センターの

建て替えがスタート！

給食センターは、本庄市と上里町で構成する一部事務組合で、建築以来すでに38年が経過し、建築本体や設備の老朽化、施設面積の狭小の問題、耐震性への懸念など早急に建て替えの必要な施設であります。

そこで、昨年8月から町議会と相談しながら本庄市と建て替えについて協議し、新しい給食センターが稼動する目標年次を『平成20年9月』と決定しました。

基本設計等の実施

目標年度に向けて、今年度事業として、基本設計と実施設計の一部を実施する予定です。このための組織としては、給食センター建設室を4月から本庄市勤労会館内に設置しました。

設計業者は公募

建て替え事業のスタートとして、基本設計を実施する設計業者をインターネットで全国から公募しました。設計業者の選定作業は、建築関係の大学教授2名、給食栄養関係の大学教授1名、保健体育関係の行政職員1名、薬剤師1名の計5名の外部委員を選任し、慎重に審査をお願いしました。

新センターの設計理念

基本設計を進めるのにあたり、次のとおり設計理念を設定しました。

- 安心で安全な学校給食センターの建設
- アレルギー対策の実施
- 地産地消の拡大の方策
- 地域の食文化を再現する『食の伝承館』の併設
- 災害時の緊急食料基地機能の充実

これらの設計理念をもとに、新しい給食センターには、多様な機能を付加したいと考えています。

今後は、給食センター建設室が中心となり、設計業者および関係機関等協議しながら基本設計をまごめる予定です。

6月の献立の中から

- ・麦ご飯
- ・夏野菜カレー
- ・くるみフィッシュ
- ・フルーツカクテル
- ・牛乳



中学校用 (903kcal)



小学校用 (643kcal)

- ・ご飯
- ・どさんこじる
- ・バックソース
- ・あじフライ
- ・ひじきのり
- ・牛乳

給食センターアンケート実施（集計結果の概要）

集計結果をホームページで詳しく公開

本年度、本庄市と上里町の小中学生1850人を対象に、給食についてのアンケートを実施し、1699人の回答をいただきました。

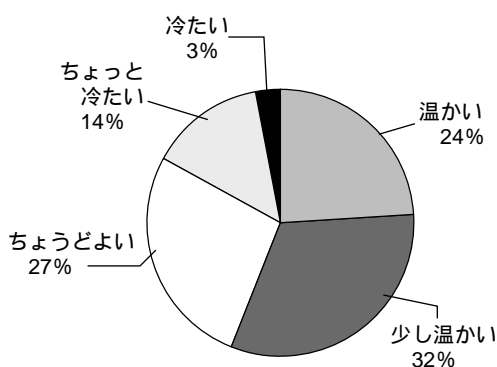
保護者や学校の先生に対しても実施し、保護者619件、先生117件の回答をいただきました。また、新しい給食センターに望むことについて、次のような貴重な意見もいただきました。

衛生管理面の徹底
地域の食材の利用
安心・安全でおいしい給食の提供
栄養バランスのとれた給食などです。

特に、アレルギー対策に配慮してほしいなどの意見もありました。アンケートにご協力ありがとうございました。
なお、紙面に掲載したものの以外のアンケート集計結果に関することや、毎日の給食の献立表、給食の写真については、ホームページで公開しています。

学校給食の温かさについて（児童・生徒）

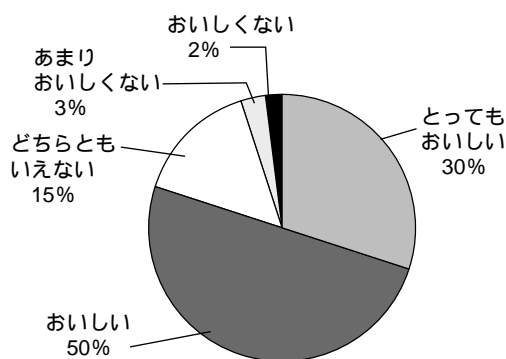
Q. 食べる時、温かいですか



学校給食を食べるときの温かさについて、83%の子どもたちは満足していることがわかりました。

学校給食のおいしさについて（児童・生徒）

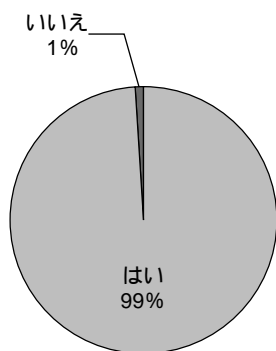
Q. 学校給食はおいしいですか



学校給食について、おいしいと答えた子どもたちは80%です。学校給食がおいしいことがわかりました。

学校給食の必要性について（保護者）

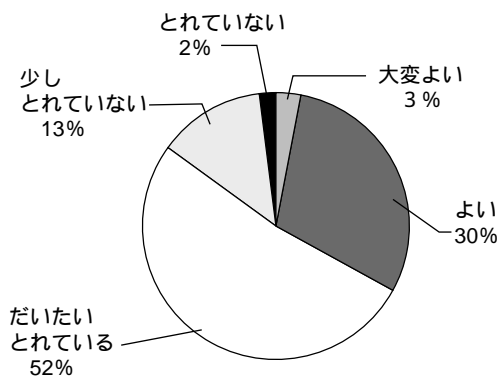
Q. 学校給食は必要ですか



学校給食について、保護者から619件の回答をいただきました。99%の方が『学校給食は必要である』と実感しているようです。

栄養のバランスについて（先生）

Q. 栄養のバランスはとれていますか



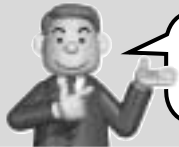
学校給食について、子どもたちと一緒に食べている先生から117件の回答をいただきました。85%の方が栄養のバランスについては良好であると考えております。

消費者啓発・トラブル情報⁴³

『火災警報器の悪質商法にご用心！』

◆相談事例

自宅に業者が訪問し、『住宅には、火災警報器を設置しなければならない』と言い、火災警報器の設置をせまってきた。警報器の値段を聞くと高額である。どうしたらよいか？



お答えします

悪質商法のひとつに『消防署の方から来ました。各家庭に消火器を置かなければなりません。』と消火器を売りつける『かたり商法』と呼ばれるものがあります。今後、この手の悪質商法の火災警報器版が発生することが考えられます。

火災警報器は設置の義務化が決まりましたが、設置時期は新築で平成18年6月1日から、既存住宅では平成20年6月1日からとなっています。

にもかかわらず、『すぐに取り付けなければならない』『この警報器を取り付けなければならない』などと火災警報器の設置をせまる業者に対しては注意する必要があります。市町村や消防署などの公的機関を名乗ったり、不当に高額な販売には要注意です。

なお、住宅用火災警報器は、お近くの消防設備取扱店などで、1個数千円で販売しています。また、ホームセンターや電気店などで取り扱っているところもあります。

万一、訪問販売で契約してしまったが、解約を希望する場合は、直ちに当町の相談窓口が県消費生活支援センターに相談してください。法律で定める書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で解約（クーリング・オフ）ができますし、それ以外の場合でも契約の状況によっては解約が可能となります。

【アドバイス】

公的機関の職員が一般住宅を訪問し、火災警報器を販売することはありません！

あたかも消防署員のような服装で訪問してくる業者がいます。市町村や消防署、消防団が火災警報器などを売り歩くことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。業者の服装や言葉などにごまかされないようにしましょう。

「今だけ」「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意！

訪問販売の業者と契約するときは、その場ですぐに契約をするのではなく、本当に必要なものかどうかをよく考え、他の業者と見積もりを比較するなど、十分に考えましょう。

その場ですぐ決めるのではなく、必ず家族や友人に相談しましょう！

悪質業者は皆さんに心地よい言葉で勧誘してきたり、有無を言わせないで契約させようとしています。その場ですぐに契約を結ばず、もう一度考えるとおかしな点に気がつくことがよくあります。

もしも、不安なことやトラブルになりそうなことがありましたら、お近くの消費者生活相談窓口にご相談してください。

困ったときの相談窓口は...

上里町役場『消費生活相談窓口』[産業振興課商工統計係内 ☎35 - 1232内2541]

(毎週金曜日 午前9時30分～正午・午後1時～3時30分)

消費生活支援センター熊谷 [☎048 - 524 - 0999・FAX048-525-6316]

(土・日の相談窓口)

社団法人全国消費生活相談員協会 [毎週土・日、午前10時～午後4時 ☎03 - 3448 - 1409]

上里町住宅リフォーム補助制度のご案内

上里町では地域経済の活性化および住居環境の向上を図るため、住宅リフォームの補助制度を実施します。

なお、この制度の利用は1世帯につき1回限りです。

申込資格

(次のすべての条件に該当するかた)

- ・上里町に居住して、住民登録又は外国人登録があること
- ・対象となる住宅の所有者
- ・町税及び国民健康保険税を滞納していない方

町より同様の補助又は助成の交付を受けていない方(ただし、障害者福祉事業・介護保険事業については除く)

30万円以上の工事の他に火災警報器等を設置する場合は、別途補助(設置費の50%で上限2万円)

対象工事

- ・申請者が現に生活している住宅のリフォームで町内の工務店等が実際に行う工事
- ・工事金額が30万円以上であること
- ・年度内に工事が完了すること

補助金額

- ・対象工事費の10%以内(上限5万円)

受付期間

平成18年7月10日から平成19年1月末日

年度内に補助金が予算枠を超えた場合は、その時点で受付を終了させていただきます。

問合せ

産業振興課農政商工係
☎35 1232内2532

危険 立入禁止!

土地改良施設に入らないでください!

町内には土地改良施設(農業用排水路、遊水池及び仕切弁・空気弁等)が多数あり、土地改良区で管理しています。これからの季節、子どもたちが野外で活動する機会が多くなりますので、土地改良施設に入ったり、遊んだりしないように十分注意してください。



農業用排水路



遊水池



農業用排水路



仕切弁・空気弁

問合せ

上里土地改良区事務局(産業振興課内)
☎35 - 1232内2511

税務通信

滞納整理特別対策

実施中(6月~7月)

6月から7月の日曜日や平日夜間に、役場職員等が、町内において滞納整理を実施しています。

これは、収納率を向上させ「税の安定的確保」を図り、住民の福祉向上に資するため、の全庁的な取組みとして推進しているものです。

税は、納期限内の納付をお願いします。便利な口座振替をご利用ください。

問合せ: 税務課収税係 ☎35 1220内1221

納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

7月の開庁日

[夜間(午後9時まで)]

7月5日(水)・18日(火)・25日(火)

[休日(午前8時30分~正午)]

7月9日(日)

夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

窓口・問合せ

税務課収税係
☎35 - 1220内1121

お知らせ

税の納付は便利、確実な『口座振替』のご利用を!

指名競争入札の結果

単位は円。金額については消費税込みの契約金額です。

平成18年5月30日分

工事名	落札金額	落札業者
平成18年度 上里町浄水場電気室冷房設備工事	2,100,000	藤田エンジニアリング(株)埼玉支店
平成18年度 神保原駅南土地区画整理事業 画地確定杭打測量業務委託	1,344,000	昭和(株)北関東支店

平成18年6月6日分

平成18年度 上里町立七本木小学校校舎改修工事	85,890,000	塚本工・金井特定建設工事共同企業体
-------------------------	------------	-------------------

ふれあいと 対話が築く

明るい社会

7月は『社会を明るくする運動』強化月間です！



毎年7月は『社会を明るくする運動』強化月間です。

『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

と考えられます。

このような時、学校をはじめ関係機関・団体の連携を推進し、地域に根ざした、誰もが参加できる幅広い活動を展開することにより、心と心のふれあいつながりがある、誰もが『いきいき』とできる明るい地域づくりに参画することが重要です。

社会を明るくする運動

講演会のお知らせ

社会を明るくする運動上里町実行委員会・青少年健全育

～(老)老人医療費支給事業が終了します～

申請が済んでいない方はお早めに！

昭和46年4月1日より実施され、幾度かの制度改正を経て昭和58年2月1日に対象者を68歳・69歳とし、平成16年1月1日には対象者を昭和9年1月2日から昭和10年12月31日までに生まれた方に限定した老人医療費支給事業が、平成18年12月31日をもって終了することになりました。

老人医療費支給事業は、健康保険の一部負担金（3割）から老人保健法の一部負担金相当額（1割）を控除した金額を支給するもので、県内の医療機関等で老受給者証を提示しなかったり、県外の医療機関において医療を受けた場合は、支払った医療費の額等がわかるものを添付して申請することで支給を受けることができます。ただし、県内の医療機関等で老受給者証を提示して医療を受けた場合は、医療機関が受給者にかわって市町村に対象となる医療費を請求しているため、直接支給の対象とはなりません。

対象者

昭和9年1月2日から昭和10年12月31日までに生まれた方で老受給者証が交付されていた方

対象となる医療費等

平成17年12月31日までに受けた医療にかかる費用等

申請期間

平成18年12月28日(木)まで

持参するもの

老受給者証、健康保険証、領収書等、印鑑、預金通帳

申請場所・問合せ

健康保険課医療年金係 [☎ - 1222内1221・1223]

運動実現には、 地域社会の理解と 協力が必要

近年、少年による凶悪重大な事件が相次ぎ、またいじめ・不登校・ひきこもりなど様々な問題行動が社会問題となつていきます。これらは都市化・核家族化・産業構造の変化等により地域社会の機能が弱体化し、住民同士のふれあいが減るなど、地域社会が有していた犯罪抑止力や教育力が低下したことが背景にある

成町民会議・青少年問題協議会の共催による講演会を次のとおり開催します。

日時

8月5日(土)
午後1時30分～

会場

上里町女性センター

講師

姥原正敏氏（さいたま保護観察所長）

問合せ

福祉こども課社会福祉係

[☎35 1236(直通)1211]

7月は『青少年の非行問題に取り組む 特別強調月間』です

非行や犯罪のない社会を築き、子どもも大人も夢や希望をもって暮らすことができる社会を実現することは、すべての人々の共通の願いであります。



しかし、今日、少子高齢

化、情報化などの進展に伴い、人々の意識が急激に変化する中で、青少年を取り巻く環境は極めて深刻な状態にあります。

そこで、県では、毎年7月は、『青少年の非行問題に取り組む特別強調月間』と定め、地域社会が一体となって青少年の健全育成を図るための運動を展開いたします。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

問合せ...福祉こども課こども青少年係

[☎35 - 1236 (直通) 2702]

保健センター予定表 ☎33-2550

7月	3日(月)	精神相談
	4日(火)	胃・大腸がん検診
	6日(木)	
	7日(金)	一般相談
	10日(月)	精神相談
		1歳6か月児健診 (平成16年12月生)
	11日(火)	3歳6か月児健診 (平成14年12月生)
	12日(水)	3・4か月児健診 (平成18年3月生)
	13日(木)	7・8か月児健診 (平成17年11月生)
	14日(金)	一般相談
		2歳児歯科健診 (平成16年6月生)
	19日(水)	母親学級
	21日(金)	赤ちゃん相談
	22日(土)	母親学級
	24日(月)	精神相談
	27日(木)	B C G (平成18年4月生)
	28日(金)	一般相談
		母親学級
	31日(月)	精神相談
		母親学級
8月	4日(金)	一般相談

お知らせ：『赤ちゃん相談』の受付時間が
午前9時30分～10時になりました

休日の医療機関はこちらへ...

休日急患診療所

[本庄市保健センター内☎24 2003]
(内科・小児科は午前9時～午後4時)

在宅当番医療機関

診察は午前中のみとなります。

7・2(日)	飯塚内科産婦人科	☎24-6311
7・9(日)	黒岩整形外科医院	☎34-0551
7・16(日)	池田レディースクリニック	☎22-2048
7・17(月)	五十嵐整形外科医院	☎24-2313
7・23(日)	生坂医院	☎22-4670
7・30(日)	小林クリニック	☎23-3371
8・6(日)	榊クリニック	☎76-4151

こんにちは！
保健師&
栄養士です

保健センターからのお知らせ

問合せ...保健センター〔☎33-2550〕

ご参加ください『母親学級』へ

妊娠おめでとうございます。今、
妊娠の喜びとともに『無事生まれ
るかしら?』『元気に育てられるか
しら?』と、思いもさまざまでし
ょう。



保健センターでは、お話やビデ
オ、実習を通じて、妊娠やお産、赤ちゃんの育て方などをみなさん
と一緒に学んでいきます。同じ体験をしているお友達とのめぐり会
いもあります。お気軽にお出かけください。

日時

7月19日(水)・22日(土)・28日(金)・31日(月) (4回で1コース)

受付：午後1時～(22日は午後0時50分～)

会場

保健センター

準備

母子手帳、筆記用具、飲み物など(19日(水)は、ズボンなど軽い運
動ができる服装でお越しください)

参加費

無料

その他、詳細は保健センターへお問合せください。

問合せ...健康保険課医療年金係
☎35 1222内1224

【免除承認期間】

申請月	承認期間
18年7月	17年4月～17年6月 (15年所得で審査) 17年7月～18年6月 (16年所得で審査)
18年7月 ～19年6月	18年7月～19年6月 (17年所得で審査)

【免除の対象となる所得(収入)の目安】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

()内は給与所得者の年収ベースの目安
平成18年度申請(平成18年7月分から平成19年6月分)の目安です。さ
かのぼって申請する場合、平成17年度申請(平成17年7月分から平成
18年6月分)は、上記の表の全額免除と半額免除のみ適用となります。
社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるため、この表は目安とな
ります。

免除の対象になるかどうかは、本
人・配偶者・世帯主の前年の所得
がそれぞれ免除基準以下であるこ
とが条件となります。
また、天災や失業等の理由による
申請もできます。その際は、公的
機関で発行する証明書等を添えて
ください。
申請は毎年必要ですが、全額免除
に該当する場合は希望により翌年
手続きをしなくても継続して申請
できる制度があります。

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困
難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。平
成18年6月までは全額免除と半額免除がありました。平
成18年7月からは4分の1免除と4分の3免除が導入され
ました。被保険者の方々の負担能力に対応できるよう段階的
に免除基準を設定して、納付しやすい環境づくりを目指しま
す。

**『国民年金保険料の
多段階免除制度が始まりました』**

国民年金ローナー

ISO14001推進事業

上里町役場『環境に配慮した取り組み』 の成果を発表します

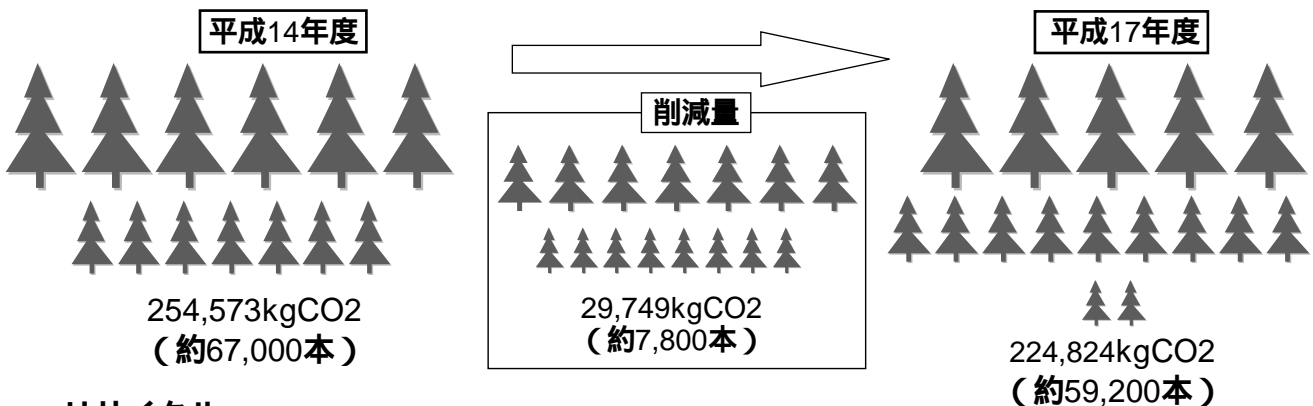
上里町では、平成15年12月にISO14001に基づき環境問題に取り組む体制を構築しました。日常事務を行う上においても環境負荷を削減するため、日々努力しています。その結果、以下のような成果をあげることができました。

実績

項目	平成14年度	平成17年度	削減量
電気使用量(kwh)	729,888	682,896	46,992
可燃ゴミ排出量(kg)	8,656	3,114	5,542
CO2換算(kg)	254,573	224,824	29,749

CO2(二酸化炭素)削減効果

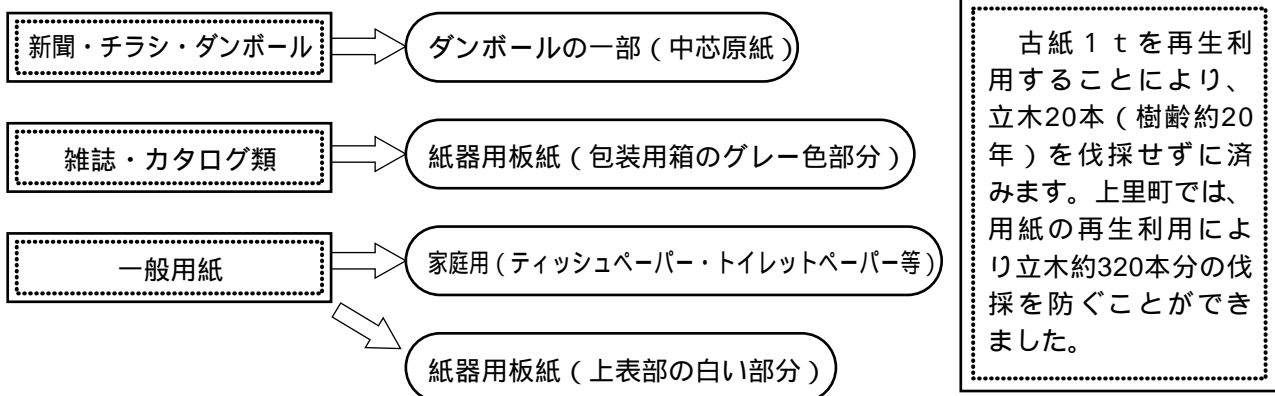
平成14年度に庁舎で行われた日常事務活動により、254,573kgの二酸化炭素が発生しました。これを杉の木(50年生杉、高さ22m)で吸収しようとする、約67,000本も必要となります。これが平成17年度では、電気使用量、可燃ゴミ排出量削減に取り組んだことにより、二酸化炭素発生量を224,824kgにまで削減することができ、約7,800本分の削減効果をあげることができました。



リサイクル

一般用紙(3,199kg)や保管年限を経過した文書(6,782kg)をはじめ、新聞(674kg)、雑誌・カタログ類(4,218kg)、ダンボール(1,282kg)等、合計16,155kgを可燃ごみとして扱わず、再資源化しました。

リサイクルの流れ



～上里町は、引き続き環境に配慮した取り組みを行っていきます～

～スポーツで『こころ』『からだ』を鍛えよう！～

『上里町スポーツ少年団』 団員募集！

上里町スポーツ少年団(24団体)では、団員の募集を行っています。いろいろな種目がありますので、まずは自分にあった少年団をさがし、練習の見学に行ってみてはいかがでしょうか？

種目	団名・代表者連絡先	活動場所	活動時間	対象者
 野球	上里マッハ 堀川 正治 [☎33 - 0982]	賀美小校庭	毎週(土) 午後2時～6時 毎週(日) 午前10時～午後1時	賀美小在籍の1～6年生
	長幡イーグルス 斉藤 朝光 [☎33 - 5377]	長幡小校庭	毎週(日)・祭日 午前8時～正午 毎月第1・3・5(土) 午前8時～正午 毎月第2・4(土) 午後1時～5時	長幡小在籍の1～6年生
	上里コンドルズ 関谷 一利 [☎33 - 2033]	七本木小校庭	毎週(土)・(日) 午前8時30分～午後5時	七本木小在籍の1～6年生
	上里東野球 橋爪 信明 [☎33 - 7589]	上里東小校庭	毎週(土)・(日) 午前9時～正午 毎週(火)・(木) 午後4時～6時	上里東小在籍の1～6年生
	神保原ドラゴンズ 高橋 勝利 [☎33 5347]	神保原小校庭	毎週(水) 午後4時～6時 毎週(土)・(日) 午後2時～4時	神保原小在籍の1～6年生
 サッカー	賀美サッカー 清野 祐一 [☎33 - 9516]	賀美小校庭	毎週(土)・(日) 午前9時～正午	原則として賀美小在籍の1～6年生
	長幡サッカー 坂本 正喜 [☎33 - 3403]	長幡小校庭 長幡小体育館	毎月第1・3・5(土) 午後1時15分～3時15分 毎週(日)・第2・4(土) 午前8時30分～11時30分 毎週(月) 午後5時～6時	長幡小在籍の1～6年生
	七本木サッカー 城田 全敏 [☎33 - 6308]	上里学園グラウンド	毎週(土)・(日) 午前9時30分～正午	七本木小在籍の1～6年生
	上里東サッカー 相川 豊 [☎33 - 1905]	上里東小校庭	毎週(土)・(日) 午後1時～4時	上里東小在籍の1～6年生
	パリエンテス 高崎 靖夫 [☎33 - 1050]	神保原小校庭 神保原小体育館	毎週(土)・(日) 午前9時～正午 毎週(水) 午後6時～7時30分	原則として神保原小在籍の1～6年生
	FCチベッタ 金井 豊 [☎34 - 3450]	ゴールドルーツ 朝日食品グラウンド 上里中校庭	毎週(土) 午後2時～4時 毎週(日) 午前9時～11時 毎週(木) 午後7時～9時	小学1～6年生
	 バレーボール	上里町ジュニアバレーボール 山口 光喜 [☎33 - 1032]	上里東小体育館	毎週(水) 午後6時30分～8時30分 毎週(土) 午前9時～正午または午後3時 毎週(日) 午前9時～正午
賀美小ジュニアバレーボール 塚越 克矢 [☎34 - 0215]		賀美小体育館	毎週(火) 午後6時30分～8時30分 毎週(土) 午前9時～11時	原則として賀美小在籍の1～6年生の女子
長幡ジュニアバレーボール 山内 博 [☎34 - 2785]		長幡小体育館	毎週(水)・(金) 午後7時～9時 第2・4(土)・第1・3・5(日) 午前9時～正午	原則として長幡小在籍の1～6年生の女子
七本木ジュニアバレーボール 伊藤 明 [☎33 - 2639]		七本木小体育館	毎週(水) 午後6時～8時 毎週(土)・(日) 午前9時～正午	七本木小在籍の1～6年生の女子
上里東ジュニアバレーボール 茂木 一美 [☎33 - 0385]		上里東小体育館	毎週(水) 午後6時～8時 毎週(土) 午前9時～正午または午後3時 毎週(日) 午前9時～正午	原則として上里東小在籍の1～6年生の女子
 空手道	上里町空手道 横村 久夫 [☎33 - 2100]	多目的スポーツホール	毎週(月)・(木) 午後7時～9時30分	小学1年生以上
 柔道	上里町柔道 高橋 仁 [☎33 - 0654]	多目的スポーツホール	毎週(土) 午後6時30分～8時30分	小学1年生以上
 剣道	上里町剣道 近藤 満 [☎34 - 0334]	多目的スポーツホール	毎週(火)・(金)・(日) 午後7時～8時30分	小学1年生以上
 テニス	上里ジュニアテニス 花嶋 茂 [☎33 - 1410]	長久保公園 テニスコート	毎週(土) 午後4時～6時 毎週(日) 午前9時～11時	小学3年生以上
 バドミントン	上里ジュニアバドミントンシャトル 安田真理子 [☎33 - 0271]	上里町民体育館 賀美小体育館	毎週(土) 午後2時～5時30分 毎週(火) 午後6時～7時30分 毎週(日) 午前9時～正午	小学1年生以上
	上里ノースジュニアバドミントン 中里 邦夫 [☎33 - 0322]	賀美小体育館 神保原小体育館	毎週(月)・(木) 午後6時～8時 毎週(土) 午後1時～5時	小学1年生以上
	上里ミニバスケットボール 矢島 淑彦 [☎33 - 5505]	七本木小体育館 上里東小体育館	毎週(日) 午後2時～4時 毎週(木) 午後7時～8時30分 毎週(土) 午後6時30分～9時	小学1年生以上の男子
 ミニバスケットボール	上里ブルーウィンズ 中村 寿人 [☎33 - 9406]	七本木小体育館 上里東小体育館	毎週(土)・(日) 午後1時～4時 毎週(金) 午後7時30分～9時	小学1年生以上の女子

スポ少全体についての問合せは、上里町スポーツ少年団事務局 [☎35 - 1245内3803] へ